

ドイツにおける金融商品の評価と課税

岐 山 幸 繁

(2004年5月7日原稿受付) / (2004年5月13日原稿受理)

Valuation and Taxation of Financial Instruments in Germany

Yukishige HAGEYAMA

はじめに

本稿はドイツにおける金融商品の評価と課税を論じるものである。金融商品 (Finanzinstrument) の概念は、法律上、商法典と信用制度法に見いだすことができる。しかし、商法典は金融機関に関する特別規定の中で用語として利用しているものの (同340c条1項)、定義はなされていず、内容も示されていない。信用制度法も金融商品として具体的に有価証券、短期金融市場商品 (Geldmarktinstrument)、為替、通貨 (Rechnungseinheit) およびデリバティブを掲げているが (同1条11項)、定義は行っていない、銀行業務での売買対象を列挙しているにすぎない。要するに、金融商品に関するドイツの法律規定は概念的に不十分といわざるをえない。

このような状況のもとで金融商品の会計を論じる場合、EUの「国際会計基準の適用に関する規則」⁽¹⁾ を考慮することが有益かと思われる。本規則は2005年からEU域内の上場企業の連結決算書にIASの適用を義務付けるとともに (同4条)、個別決算書についてもその適用を容認ないし要請するものであり (同5条 (a))、それによりEU加盟国の上場企業が連結決算書および (または) 個別決算書をIASに準拠して作成することが明確に方向づけられたといえる。そのような意味でIASによる概念を参照してドイツ会計上の金融商品を画定することも1つの便宜と考えるのである。IAS第32号は金融商品を表1のように定義している⁽²⁾。

(1) Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, <http://europa.eu.int/>.

(2) International Accounting Standard Board, IAS 32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, December 1998 (revised), International Accounting Standard Board, par. 5. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館, 2001年)

表1 IASによる金融商品の定義

金融資産	金融負債
(a) 現金	(e) 他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す義務
(b) 他の企業から現金もしくは他の金融資産を受け取ることができる契約上の権利	(f) 金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務
(c) 金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利	
(d) 他の企業の持分金融商品	

IASによる金融商品の定義に照らしながら商法典266条の貸借対照表様式をみれば、表2のように金融資産該当項目（～）と金融負債該当項目（～）を画定することができよう。以下においては、このように画定した金融商品のうち、評価と課税上特に重要と思われる財務固定資産と流動資産に属する有価証券、およびデリバティブ取引について考察する。

表2 ドイツ商事貸借対照表における金融商品の画定

借方項目			貸方項目		
番号	商法典266条2項	IAS 32 ^{*1}	番号	商法典266条3項	IAS 32 ^{*1}
	A. 固定資産			A. 自己資本	
	・ 無形資産	-		・ 引受済資本金	-
	・ 有形固定資産	-		・ 資本準備金	-
	・ 財務固定資産			・ 利益準備金	-
	1. 結合企業に対する持分	(d)		・ 繰越利益 / 繰越損失	-
	2. 結合企業に対する貸付金	(b)		・ 年度利益 / 年度損失	-
	3. 資本参加	(d)		B. 引当金	
	4. 資本参加関係にある企業に対する貸付金	(b)		1. 年金引当金およびこれに類する債務に対する引当金	-
	5. 固定資産に属する有価証券	(b) (d)		2. 納税引当金	-
	6. その他の貸付金	(b)		3. その他の引当金	-
	B. 流動資産			C. 債務	
	・ 棚卸資産	-		1. 社債	(e)
	・ 債権およびその他の資産			2. 金融機関に対する債務	(e)
	1. 売掛債権	(b)		3. 受注前受金	-
	2. 結合企業に対する債権	(b)		4. 買掛債務	(e)
	3. 資本参加関係にある企業に対する債権	(b)		5. 手形債務	(e)
	4. その他の資産 ^{*2}	(c)		6. 結合企業に対する債務	(e)
	・ 有価証券			7. 資本参加関係にある企業に対する債務	(e)
	1. 結合企業に対する持分	(d)		8. その他の債務 ^{*3}	(f)
	2. 自己持分	-		D. 計算限定項目	-
	3. その他の有価証券	(b) (d)			
	・ 現金、連邦銀行預金、金融機関預金および小切手	(a)			
	C. 計算限定項目	-			

*1 本欄の(a)～(f)は表1の同一符号と対応している。

*2 デリバティブ債権としてのオプション権を含む。

*3 デリバティブ債務としてのオプション義務を含む。

法人所得の決定

本稿で対象とする企業は法人、特に大資本会社である⁽³⁾。法人税は課税総所得 (zu versteuerndes Einkommen) を基礎に算定される (法人税法7条1項)。法人の所得とその決定方法は所得税法および法人税法で規定されている。法人税法によれば、商法典の規定により記帳を義務付けられた納税義務者 (法人) は、すべての所得が事業経営による所得とみなされる (同8条2項)。ここで事業経営による所得とは利益 (Gewinn) を意味し (所得税法2条2項1号)、そして利益は年度末の経営財産 (Betriebsvermögen) と前年度末のそれとの差額に事業主の払込・引出を加減して計算される (同4条1項)。

なお、所得税法によれば、法律により記帳および定期決算を義務付けられた事業経営者は年度末において商法上の正規の簿記の諸原則に従い、表示すべき経営財産を査定しなければならない (同5条1項1文)。すなわち、いわゆる基準性の原則であり、これにより法人の所得は基本的に商法上の利益を基礎に決定されるという関連が生ずる。商法上の利益を基礎に税法規定による加算・減算を行うことにより、表3にみるように課税総所得が決定される⁽⁴⁾。

表3 課税総所得の決定

商事貸借対照表上の年度利益 / 年度損失 + / - 所得税法上の規定による修正 (所得税法施行令60条)	
<hr/>	
= 税務貸借対照表上の利益 / 損失	
+ / - 法人税法上の規定による修正	
+ 隠れた利益配当 (法人税法8条3項)	
+ すべての寄付金	
+ 控除できない費用 (法人税法10条)	
<hr/>	
= 所得合計額 (Summe der Einkünfte)	
- 控除できる寄付金 (法人税法9条1項2号)	
<hr/>	
= 所得総額 (Gesamtbetrag der Einkünfte)	
- 損失控除 (所得税法10d条)	
<hr/>	
= 総所得 (Einkommen)	
- 法人税法24条による所得控除	
- 法人税法25条による所得控除	
<hr/>	
= 課税総所得	

(3) 商法典267条3項によれば、大資本会社とは、貸借対照表合計額13,750,000ユーロ、決算日前12ヶ月間の売上高27,500,000ユーロおよび年間平均被用者数250名の3つの基準値のうち少なくとも2つの基準値を超えるものをいう。

(4) Bornhofen, Manfred, Steuerlehre 2, 22., überarbeitete Auflage, Wiesbaden 2002, S. 548. なお、法人の課税所得の決定に関しては井上康男『西ドイツ法人税会計論』白桃書房、1988年が詳しい。

評価原則と評価尺度

1 基準性の原則

所得（利益）の決定は年度末の経営財産と前年度末のそれとの比較によって行われる。それゆえ、利益決定上、資産と負債の評価が重要となる。資産（経済財）と負債（債務または引当金）の評価に関する規定は所得税法5条～7k条で定められているが、基準性の原則により、基本的には商法上の評価が税務上の評価の基準となる。

2 一般的評価原則

商法典では、次の6つの一般的評価原則が規定されている（同252条）。

- (1) 貸借対照表一致の原則
- (2) 企業継続性の原則
- (3) 個別評価の原則
- (4) 慎重性の原則
- (5) 期間費用・収益限定の原則
- (6) 評価方法継続性の原則

貸借対照表一致の原則は、当該年度の開始貸借対照表が前年度の決算貸借対照表と一致すべきことを要請するものである（同252条1項1号）。一致の原則は所得税法4条1項1文および5条1項1文（基準性の原則）によって税務上も維持され、それにより年度末の経営財産と前年度末のそれとの比較が可能となる⁽⁵⁾。

企業継続性の原則は、事実上または法律上の与件に反しない限り、資産と負債の評価において企業活動の継続性が前提とされなければならないことを意味する（商法典252条1項2号）。企業活動の継続を前提とするか否かにより、評価は異なるものとなる。例えば、償却性固定資産は、企業の継続が予定されている場合と清算が予定されている場合とで評価が大きく異なることは明白である。

個別評価の原則によれば、貸借対照表に表示される資産および負債は原則的に個別に評価されなければならない（同252条1項3号）。この原則の例外として現実的な理由により個別評価が無理もしくは不可能な場合がある。例えば、個別評価に多額の費用を要する場合がそれである。また、後述のようなヘッジ取引における基礎商品（ヘッジ対象）とデリバティブ（ヘッジ手段）による評価単位の形成も例外的なケースと考えられる。

慎重性の原則により、資産と負債は慎重に評価されなければならない（同252条1項4号）。それは一般的に資産はより低い価値で（低価原則）、負債はより高い価値で評価することを意味する。慎重性の原則は実現原則と不均等原則の形で適用される。実現原則により、利益は売却により具体化したときにはじめて計上される。他方、不均等原則によれば、未だ生じていないが予想される損失（未実現損失）は一般的に計上しなければならないが、それに対して予想される利益（未実現利益）は計上してはならない。

期間的費用・収益限定の原則は、費用と収益は発生した年度に割り当てなければならないとす

(5) Ebenda, S. 78. 他の一般的評価基準の説明も主に同書に依拠している。Vgl. Ebenda, S. 78-80.

る。すなわち、その年度に帰属する費用と収益は、それらに対応する現金収支の時点とは関わりなく計上されなければならない（同252条1項5号）。

最後に、評価方法継続性の原則は、適用可能な異なる評価方法の間で恣意的な変更が行われてはならないというものである（同252条1項6号）。経済的に納得できる理由がある場合を除き、一度採用された評価方法は継続適用されなければならない。

3 評価尺度

資産および負債の評価とは、評価規定の枠内で一定の金額を割り当てることである。評価尺度はこのような金額を決定するために利用される。金融商品について、商法上の評価尺度と税法上のそれとを比較すれば、おおよそ表4のようになる⁽⁶⁾。

表4 商法と税法における評価尺度

商 法	税 法
取得原価	取得原価
・取引所価格または市場価格 ・付すべき価値	部分価値

取得原価は商法と税法のいずれにおいても共通に見られる評価尺度である。取得原価は資産を取得（購入）しそれを経営に役立つ状態におくために給付される出費であって、かつ当該資産に直接帰属させるものをいう（商法典255条1項1文）。取得原価は次のように決定される⁽⁷⁾。

$$\begin{aligned}
 & \text{取得価格（購入価格）} \\
 + & \text{取得副費} \\
 - & \text{取得価格控除} \\
 = & \text{取得原価}
 \end{aligned}$$

取得価格（購入価格）は取得先から当該資産を取得するために費やした額である。取得副費は当該取得に付随して発生した経費（取引税、手数料等）であり、それに対し、取得価格控除は値引等である。なお、金融費用（利息、為替差損、割引手数料）および累積前段階税（売上税の先納税）は取得原価には含めない。

商法では取得原価以外に取引所価格または市場価格および付すべき価値が規定されている。取引所価格（Börsenpreis）とは公設の取引所で確定された価格のことであり、実際にその価格で売買がなされたことを前提とする。それに対して市場価格（Marktpreis）は、平均的な性質または品質の一定種類の資産の売買市場で一定時点において平均値として得られた価格をいう。また、付すべき価値（beizulegender Wert）とは、理性的な商人が正規の簿記の諸原則を斟酌して実際

(6) そのほか、企業の設立または増資により生じた持分の形成原価（Herstellungskosten）や繰越原価（fortgeführte Anschaffungskosten）が挙げられるが、ここでは便宜上取得原価に含めている。Vgl. Ebenda, S. 84-87; Castan, Edgar/Heymann, Gerd/Müller, Eberhard/Ordelsheide, Dieter/Scheffler, Eberhard(hrsg.), Beck'sches Handbuch der Rechnungslegung, München Mai 2001, B 213 Rz 27.

(7) Bornhofen, Manfred, a. a. O., S. 82.

の諸関係に合致した企業の財産状態の写像を伝達するため、所与の状況のもとで当該資産の特性や経営上の便益に応じて決算日において適切なものとして査定する価値である⁽⁸⁾。

最後に、税法で規定される部分価値 (Teilwert) とは、その継続を前提に事業全体を取得する者が全体購入価格の枠内で個々の経済財について査定するであろう金額である (所得税法 6 条 1 項 1 号 3 文)。部分価値は事業が全体として第三者に売却されるという仮定が基礎とされるが、事業が売却されない限り部分価値は見積もりによらざるをえない。部分価値の見積もりを容易とするため、通常、次のような想定がなされる⁽⁹⁾。

- (1) 部分価値は当該経済財の再調達原価を上限、売却価格を下限とする。
- (2) 経済財の取得時点およびその直後においては部分価値は取得原価と一致する。
- (3) その後の時点においては部分価値は、非償却性固定資産 (例えば、資本参加) の場合はその取得原価、償却性固定資産の場合は取得原価から減価償却費を控除した金額と一致する。価格が変動した場合、取得原価または取得原価から減価償却費を控除した金額に代えて再調達原価が適用される。
- (4) 流動資産に属する経済財の場合、部分価値は再調達原価と一致する。再調達不可能な経済財の場合、売却価格 (正味実現可能価額) が適用される。

金融資産項目の評価と課税

1 財務固定資産

(1) 財務固定資産とその評価

財務固定資産 (Finanzanlagen) は、他の固定資産と同様、継続的に事業経営に利用されることが定まっている他の企業に対する持分、有価証券および貸付金をいう。この場合、継続的とは永久ということではなく、当該資産が他の企業に対する長期的拘束を通じて事業経営に利用されるということである⁽¹⁰⁾。既述のように財務固定資産は、商事貸借対照表上、次のように区分表示される。

- ・ 結合企業に対する持分
- ・ 結合企業に対する貸付金
- ・ 資本参加
- ・ 資本参加関係にある企業に対する貸付金
- ・ 固定資産に属する有価証券
- ・ その他の貸付金

財務固定資産の評価は原則的に取得原価で行う (商法典 253 条 1 項)。財務固定資産は償却性固定資産と違って使用時間の制限はなく、それゆえ計画的な償却すなわち減額記入 (Abschreibung) は行われない。しかし、特に決算日に付すべきより低い価値で査定するため、

(8) Castan, Edgar/Heymann, Gerd/Müller, Eberhard/Ordelleide, Dieter/Scheffler, Eberhard(hrsg.), a. a. O., B 213 Rz 135.

(9) Vgl. Bornhofen, Manfred, a. a. O., S. 88; Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.(hrsg.), WP Handbuch 1992, Band I, Düsseldorf 1992, Abs. E Tz 279.

(10) Castan, Edgar/Heymann, Gerd/Müller, Eberhard/Ordelleide, Dieter/Scheffler, Eberhard(hrsg.), a. a. O., B 213 Rz 1.

計画外減額記入が可能または必要となることがある。すなわち、商法典によれば、その価値が（一時的にせよ）低下した場合は減額記入ができ、それに対し、持続的な価値低下が予想される場合は減額記入が必要となる（同253条2項3文）。

なお、減額記入の理由が消滅したとき、価値回復命令（Wertaufholungsgebot）により、取得原価を上限として増額記入（Zuschreibung）をしなければならない（同280条1項）。より低い価値での査定を税法上続けることができ、かつ税務上の認定条件が商事貸借対照表での同じ価値査定である場合は増額記入をしなくてよい（同280条2項）。

(2) 結合企業に対する持分

結合企業に対する持分（Anteile an verbundenen Unternehmen）とは、商法典271条2項の意味における結合企業に対する資本参加をいう。同規定によれば、結合企業とは全部連結に関する規定により親企業の連結決算書に親企業または子企業として組み込まれるような企業である。つまり、親企業である資本金会社、および親企業の統一的指揮下にある企業、親企業に議決権の過半数または経営組織、管理組織もしくは監視組織の構成員の過半数を占める権利を与えているか親企業が契約または定款により支配的影響を及ぼしうる企業（子企業）が結合企業である。結合企業に対する持分は出資により取得された共同出資者権であり、それが証券化されているか否かは重要でない（例えば、有限会社に対する持分）⁽¹¹⁾。

(3) 資本参加

資本参加（Beteiligung）とは、他の企業との継続的関係を生み出すことにより自己の事業経営に利用することが定まっている当該他の企業に対する持分をいう。具体的には、合名会社・合資会社・株式合資会社の人的責任を有する社員としての持分、合資会社に対する持分、有限会社に対する持分、株式会社・株式合資会社に対する持分、民法典上の企業に対する持分ならびに匿名社員としての資本参加等が挙げられる⁽¹²⁾。

資本参加でありかつ結合企業に対する持分でもあるものは優先的に「結合企業に対する持分」として区分表示される。他方、継続的出資であるが資本参加とはみなしえない非証券持分（例えば、組合に対する持分）は「その他の資産」として表示する⁽¹³⁾。

他の企業に対する持分が資本参加かどうか明確でない場合、持分が当該他の企業の名目資本の20%を上回るときは資本参加とみなされる（資本参加想定）。この場合、資本参加側企業が支配している企業が直接的または間接的に保有する持分も資本参加側企業の持分とみなされる⁽¹⁴⁾。

資本参加（および結合企業に対する持分）を取得したとき、原則的に取得原価で計上する。資本参加（持分）取得のためのオプションが有償で取得されている場合、オプションが当該資本参加の取得に必要であるかその行使が取得の前提となるときは、オプション費用は資本参加の取得原価に加算する。それに対し、資本参加がオプションなしでも同じ条件で取得可能な場合、オプション費用は資本参加の取得原価に加算しなくてよい。オプションが行使されないとき、オプションは減額記入しなければならない⁽¹⁵⁾。

(11) Ebenda, B 213 Rz 51.

(12) Ebenda, B 213 Rz 66.

(13) Ebenda, B 213 Rz 67.

(14) Ebenda, B 213 Rz 78.

(15) Ebenda, B 213 Rz 115-116.

決算日において資本参加の価値が低下したとき、それに付すべき価値の査定が問題となる。付すべき価値は取引所価格・市場価格、売却価値または収益価値といった他の価値を基礎に導出される。資本参加の付すべき価値を査定する場合、通常、企業継続性の原則が適用される。すなわち、支配的見解によれば、資本参加に付すべき価値は資本参加側企業にとっての相乗効果を考慮して相手企業に見いだされる収益価値に等しい¹⁶⁾。収益価値は通常の事業活動により得られる収入余剰の資本化により決定される（割引キャッシュ・フロー）。

決算日において資本参加に持続的な価値低下が予想される場合、より低い価値への計画外減額記入が必要となる（商法典253条2項3文）。計画外減額記入の理由が消滅したとき、取得原価を上限として適切な増額記入が行われなければならない。

(4) 貸付金

貸付金（Ausleihungen）とは、資金を第三者に提供し、約定期間の経過後その償還を義務付けたものである。固定資産として分類するための最低貸付期間について特に規定は設けられていないが、通常1年以上が考えられる¹⁷⁾。財務固定資産としての貸付金は、商事貸借対照表上、以下の項目に区分されなければならない。

- ・ 結合企業に対する貸付金
- ・ 資本参加関係にある企業に対する貸付金
- ・ その他の貸付金

貸付金の評価は貸付先に対する支払額としての取得原価で行うのが原則である。貸付が割り引きまたは低利により行われた場合、貸付債権の現在価値が取得原価とみなされることがあるが、むしろその償還額を取得原価とみなし、現在価値との差額（割引額）を減額記入することが適切である¹⁸⁾。

現在価値を算定する場合、割引率が問題となる。この場合、1つの基準として評価法に定める年率5.5%が考えられる（同12条3項）。しかし、類似の投資に対する市場の一般金利のほうがより適切であり、それが存在しない場合、連邦債の金利が適用されるべきであろう¹⁹⁾。

現在価値で評価する場合、次年度以降において貸付金を増額記入することが必要となる。これは初年度に行われた割引額（計画外減額記入）を部分的に戻し入れることによって行われる。また、評価においては別に債権価値の持続性を吟味することも必要となる。例えば、債務者に発生したか予想される支払能力の低下は計画外減額記入の理由となる。場合によっては債権としての安全性（保証）を考慮に入れることも必要である。例えば、抵当権、担保、保証金、第三者保証等がそれである²⁰⁾。

(5) 固定資産に属する有価証券

継続的に事業経営に利用されることが定まっており、かつ結合企業に対する持分でも資本参加でもない有価証券は、固定資産に属する有価証券（Wertpapiere des Anlagevermögens）として区

(16) Ebenda, B 213 Rz 137.

(17) Ebenda, B 213 Rz 168.

(18) Ebenda, B 213 Rz 176.

(19) Ebenda, B 213 Rz 176. なお、税法上は5.5%で割引くことが義務付けられている（所得税法6条1項3号1文）。

(20) Ebenda, B 213 Rz 179.

分表示されなければならない。有価証券は、共同出資者権をあらわす場合もあれば債権者権をあらわす場合もある。前者には株式、仮証券（Zwischenschein）、投資持分（基金）等が含まれ、後者には公・社債等の固定利付有価証券のほか、債権者権を意味する享益証券が含まれる⁽²¹⁾。

固定資産に属する有価証券も、他の財務固定資産と同様、原則的に取得原価で評価される。いわゆる割引債も原則的に取得原価で評価しなければならない。この場合、満期までの経過年度に帰属する利息が増額記入されなければならない。有価証券の取引所価格が取得原価以下となったときはより低い取引所価格まで減額記入することができ、また取引所価格が持続的に低下することが予想される場合はより低い取引所価格まで減額記入しなければならない。取引所価格が存在しない場合は、持分（株式等）については資本参加の評価基準が、債権者権（社債等）については貸付金の評価基準がそれぞれ適用される⁽²²⁾。

2 流動資産に属する有価証券

(1) 流動資産に属する有価証券とその評価

商法典によれば、流動資産に属する有価証券（Wertpapiere des Umlaufvermögens）は次の3つに区分されなければならない。

- ・ 結合企業に対する持分
- ・ 自己持分
- ・ その他の有価証券

流動資産に属する有価証券の評価においては取得原価が上限とされる（商法典253条1項）。また、取得原価以外に次の評価尺度がある（同253条3項）。

決算日における取引所価格または市場価格に基づくより低い価値

決算日において有価証券に付すべきより低い価値

における付すべきより低い価値は、取引所価格または市場価格が存在しない場合に必要となる（例えば、非上場有価証券）。いずれにせよ、有価証券の価値が取得原価より低い場合、減額記入が必要である。

そのほか、次の減額記入が容認される（同253条3項3文、254条）。

- (1) 近い将来に予想される価値変動を考慮した理性的な商人の判断による減額記入
- (2) 税法上容認されるより低い価値への減額記入

(1)における「近い将来」とは一般的に2年間が想定される⁽²³⁾。減額記入をする場合は、例えば、景気変動、取引所価格あるいは発行企業の経済状態といった一定の客観的理由が必要である。

減額記入の理由が消滅したとき、取得原価を上限として価値回復が行われなければならない。その場合、生じた価値増加の範囲内で増額記入しなければならない。

(2) 結合企業に対する持分

事業経営に継続的に利用されることが定まっていない結合企業に対する持分は、財務固定資産でなく、流動資産として区分表示する。これらは、証券化されていない場合でも（例えば、結合有限会社持分）、企業結合関係の統一表示のためこの区分に記載されなければならない⁽²⁴⁾。

(21) Ebenda, B 213 Rz 200-201.

(22) Ebenda, B 213 Rz 205.

(23) Ebenda, B 216 Rz 41.

(24) Ebenda, B 216 Rz 48.

(3) その他の有価証券

この区分において表示されるべき有価証券は次の4つの基本形態に分類することができる⁽²⁵⁾。

- ・発行企業に対する持分を証書化する持分証券
- ・発行企業に対する債権法上の請求権を証書化する債権証券
- ・持分証券または債権証券の取得に対する請求権を証書化する引受権
- ・利益持分証書および金利証書

これら以外にも様々な複合形態が考えられるが(例えば、持分証券引受権付債権証券), それらは概念的に上記の基本形態に分離することができる。

持分証券(株式)は種類(普通株, 権利等が異なる優先株, 複数議決権付株式等)に応じて異なる評価が行われうるが, 特に取引所に上場されていない場合は株式価値に対する特別な権利等の影響が考慮されなければならない⁽²⁵⁾。

債権証券(社債)の評価においても, 既述のような一般的評価規定および評価選択権が適用される。割引債の場合も通常取得原価を上限として評価され, 毎年発生する金利部分が増額記入される。

引受権(オプション証書またはワラント)は, それがもとの(引受権部分なしの)証券部分とともに取得された場合は発行利回りによって当該証券部分の取得価値を決定し, 差額計算により引受権部分の価値を決定する⁽²⁷⁾。これらを取引所を通じて購入した場合, 取得原価で計上する。

有価証券から切り離されたかまたは取得された, 未だ現金化されていない金利証書および配当証書も流動資産に属する有価証券(またはその他の資産)で表示される。

3 税法による評価と課税

これまで考察した金融資産項目の減額記入に関する商法上の取り扱いを要約すれば, 表5のようになる。

財務固定資産および流動資産に属する有価証券は, 取得時においては原則的に取得原価で計上するが, 決算日においてその取引所価格・市場価格または付すべき価値が低下したときは当該より低い価値で査定することが可能または必要である。

税法上も, これらの金融資産項目を取得したときは原則的に取得原価で査定する点は商法と同様である(所得税法6条1項2号1文)。しかしながら, 1999年度以降, 決算日(年度末)において価値が低下したときは, 価値低下が持続的に予想される場合に限り, 当該低下した価値による査定が容認されることとなった(同6条1項2号2文)。言い換えれば, 持続的な価値低下が予想されない場合, より低い価値への減額記入は税法上不可能となった⁽²⁸⁾。この点が商法上の価値査定との大きな相違であり, それゆえ商法決算において例えば一時的な価値低下による減額記入が行われている場合は, 税務上それを取り崩すことが必要となる。なお, 1999年度前にこのような減額記入が行われている場合は, 1999年度以降, その取得原価まで引き上げることが必要である。ただし, その部分価値(時価)が持続的な価値減少により低下していることが証明できる

⁽²⁵⁾ Ebenda, B 216 Rz 66.

⁽²⁶⁾ Ebenda, B 216 Rz 70.

⁽²⁷⁾ Ebenda, B 216 Rz 96.

⁽²⁸⁾ これは後述のオプション権についても同様である。

場合、増額記入は行わなくてよい（同6条1項2号3文）。

表5 商法典による金融資産項目の減額記入

金融資産項目		減額記入
財務固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結合企業に対する持分 ・ 結合企業に対する貸付金 ・ 資本参加 ・ 資本参加関係にある企業に対する貸付金 ・ 固定資産に属する有価証券 ・ その他の貸付金 	(1) 決算日に付すべき価値が低下したときは、計画外減額記入が可能 (2) 持続的な価値低下が予想されるときは、計画外減額記入が必要
流動資産に属する有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結合企業に対する持分 ・ その他の有価証券 	(3) 取引所価格・市場価格または付すべき価値が低下したときは、減額記入が必要 (4) 近い将来に評価額を価値変動を理由に変更しなければならないことを回避するため、商人の合理的判断による限りにおいて減額記入が可能

このように、財務固定資産および流動資産に属する有価証券は、商法とは異なり、税法上は持続的な価値低下が予想される場合にのみ、より低い価値への減額記入が容認されるにすぎない点に留意しなければならない。

4 資本参加売却益の非課税

金融資産項目に関わる課税上の特別な取り扱いとして、資本参加売却益の非課税がある。すなわち、2002年1月以降、法人が保有する資本参加の売却益に対する課税が免除されることとなったのである。

資本参加売却益の非課税は2001年に始まった企業税制改革の一環として行われるものである。ドイツでは日本と同様、株式の持ち合いによる銀行と一般事業会社との結びつきが強く、そうした金融業界による産業支配が経済構造改革を遅らせているという指摘がある。株式の売却益を非課税とすることで株式持ち合いの解消を促して経済構造の改革を進め、同時に証券取引を活発化することが期待されている。

これまで資本参加売却益は、旧法人税法8b条2項により外国法人に対する資本参加の売却益についてのみ課税が免除されていた。それが、2001年12月20日の企業減税推進法（Unternehmenssteuerfortentwicklungsgesetz）を通じての法人税法改正により、非課税とする範囲が内国法人にまで拡大されたのである。改正後の8b条2項1文によれば、以下の資本参加の売却による利益が非課税となる⁽²⁹⁾。

⁽²⁹⁾ Vgl. Dö tch, Ewald/Pung, Alexandra, § 8b Abs. 1 bis 6 KStG: Das Einfü hrungsschreiben des Bundesfinanzministeriums, in: Der Betrieb, Heft 19, 2003, S. 1018-1019.

- (1) 資本金の利益および清算収入と結びついた株式
- (2) 有限会社および法人としての権利を有する商工組合 (Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaft), 鉱業協会 (bergbaureibende Vereinigung) に対する持分
- (3) 機関関係 (Organschaft) にある法人, すなわち結合企業⁽³⁰⁾に対する持分

このように、結合企業に対する持分を含め法人が保有する資本参加は、それが株式であるか否かを問わず、またその金額にかかわらず、外国法人および内国法人に対するいずれの資本参加についても売却益が非課税とされるのである⁽³¹⁾。

なお、売却益を非課税とすることとの関連上、当該資本参加に生じた損失 (減額記入) の損金算入は認められなくなる。言い換えれば、これらの資本参加が以前の年度においてより低い価値に減額記入されており (損金算入)、それがその後の事業年度においてより高い価値の査定 (価値回復 = 益金算入) によって相殺されていない場合、売却益は非課税とはならない (同8b条2項2文)。

デリバティブの評価と課税

1 デリバティブ取引の会計処理

デリバティブとは基礎となる商品の関連指数 (基礎数値) の変動に応じて価値が変動する金融商品である。デリバティブの特徴は、一定の基礎数値 (金利、証券価格、為替等) の変動とともにその価値が変動し、当初の純投資をまったくあるいはほとんど必要とせず、かつ将来の日に決済されるという点にある⁽³²⁾。デリバティブ取引は先物取引、先渡取引、オプション取引およびスワップ取引の4つに大別されるが、ここでは便宜上オプション取引を事例として説明する⁽³³⁾。

オプションとは、オプションの売り手 (オプション義務者) がオプションの買い手 (オプション権利者) に対して将来の一定期間もしくは一定時点において特定の契約の締結または一定額の支払いを要求する権利を与える約定である。その際、オプションの買い手は売り手にオプション

⁽³⁰⁾ 機関関係にある法人 (機関企業集団) の範囲に関しては、木下勝一『ドイツの連結納税』森山書店、1999年、55-56頁参照。

⁽³¹⁾ BMF-Schreiben vom 28. 4. 2003, Anwendung des § 8b KStG 2002 und Auswirkungen auf die Gewerbesteuer, in: Der Betrieb, Heft 19, 2003, S. 1028.

⁽³²⁾ International Accounting Standard Board, IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, October 2000(revised), International Accounting Standard Board, par. 10.

⁽³³⁾ デリバティブの会計処理については以下を参照。Bankenfachausschu des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Stellungnahme BFA 2/1993, Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreements, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 16, 1993, S. 517-518; derselbe, Stellungnahme BFA 2/1995, Bilanzierung von Optionsgeschäften, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 12, 1995, S. 421-422; Bertsch, Andreas/Ralph, Kärcher, Derivative Instrumente im Jahresabschluss und in der Steuerbilanz, in: Eller, Roland(hrsg.), Handbuch Derivativer Instrumente, 2. überarbeitete Auflage, Stuttgart 1999, S. 731-771. また、拙稿「ドイツにおけるデリバティブ会計とその実態」『広島県立大学論集』第4巻第2号、2001年2月、17-33頁参照。

権の価格（オプションプレミアム）を支払う。

オプション取引が締結されたとき、オプションの買い手はオプション権を通常「その他の資産」として取得原価で計上する。他方、オプションの売り手は受け取ったオプションプレミアムの額でオプション義務を「その他の債務」として計上する。

決算日においてオプションの価値が変動している場合、その評価が問題となる。評価はオプション取引が売買目的によるかヘッジ目的によるかで異なるものとなる。オプションが売買目的で締結されている場合、オプションは個別に厳密な低価原則により評価する。すなわち、オプション権の時価が取得原価より低くなっているときは当該時価まで減額記入しなければならない（評価損の計上）。他方、オプション義務の場合、売却オプションの時価が貸方計上されているオプションプレミアムを超過しているときは当該超過額について未決取引損失引当金（Rückstellungen für drohende Verluste aus schwebenden Geschäften）を設定する⁽³⁴⁾。

それに対してオプションがヘッジ目的で締結されている場合、オプションは個別にはなく、基礎商品と一体とみなして評価する。すなわち、オプション（ヘッジ手段）と基礎商品（ヘッジ対象）によって評価単位を形成し、評価単位内部でそれぞれの評価損と評価益を評価損の額を上限として相殺する。この場合、評価損が評価益を超過するときは当該超過額について未決取引損失引当金を設定するが、逆に評価益が評価損を超過するとき、超過額は計上しない。つまり、評価単位について不均等原則が適用されることとなる。

2 税務上の取り扱い

以上のように、デリバティブの評価はそれが売買目的によるかヘッジ目的によるかで異なったものとなる。いずれにせよ、デリバティブまたは評価単位に生じた評価損について原則的に未決取引損失引当金が設定される。

しかしながら、未決取引損失引当金は、企業税制改革継続法を通じて新設された所得税法5条4a項により、1997年1月1日以降その設定が禁止された。それゆえ、商事貸借対照表に計上された未決取引損失引当金は課税総所得の決定にあたっては取り崩されなければならない。また、以前に設定された引当金に残高がある場合は1997年から6年以内に取り崩すことが必要とされた⁽³⁵⁾。

デリバティブの課税上の取り扱いに関しては、そのほかにデリバティブ取引により実現した損失と利益相互の相殺が容認されるということがある。すなわち、1999/2000/2002年租税負担軽減法を通じて新設された所得税法15条4項3文により、デリバティブの清算または終了により実現した損失はデリバティブの実現利益と相殺することができるというものである。同規定によれば、先物取引（Termingeschäft）による実現損失は、1999年1月1日以降、同じ先物取引による同一年度、前年度または将来年度の実現利益と相殺可能である（損失の水平的相殺、繰り戻しまたは繰り延べ）。この規定による先物取引には、オプション取引をはじめスワップ取引、金融先物を含む差金決済を伴う商品・為替先物取引、および他の関連指数により決定される貨幣額の支払い

⁽³⁴⁾ 未決取引損失引当金は「その他の引当金」として区分表示される。表2参照。

⁽³⁵⁾ Gummert, Heinke and Pahlke, Andreas, "Tax Treatment of Financial Futures", *Derivatives & Financial Instruments*, Vol. 2, No. 4, July/August 2000, p. 201.

等に対する権利を付与するすべての取引が含まれる。すなわち、いわゆるデリバティブ取引による実現損失と実現利益がかかる相殺の対象となる。

む す び

本稿で考察したドイツにおける金融商品の評価および課税上の取り扱いは、以下のように要約することができる。

- (1) 金融商品概念は、法律上、商法典と信用制度法に見いだすことができるが、それは一部の金融商品が掲げられている程度にすぎず、定義も行われていない。ドイツでは2005年から上場企業の連結決算書および（または）個別決算書の作成にIASの適用が予定されており、それゆえIASの金融商品概念を参考にすることが有益と思われる。
- (2) 法人の課税所得は所得税法と法人税法により決定されるが、法人所得はいわゆる基準性の原則により、基本的に商法上の利益を基礎に決定される。法人所得は年度末の経営財産と前年度末のそれとの比較によって決定され、それゆえ資産と負債の評価が重要となる。
- (3) 商法上、評価の一般原則として貸借対照表一致の原則、企業継続性の原則、個別評価の原則、慎重性の原則、期間的費用・収益限定の原則および評価方法継続性の原則が規定されているが、これらは基準性の原則を通じて税務上も維持される。なお、評価尺度として商法では取得原価、取引所価格・市場価格または付すべき価値が、それに対し、税法では取得原価と部分価値が規定されている。
- (4) 金融資産項目の評価は商法上原則的に取得原価によって行われるが、慎重性の原則により時価（取引所価格・市場価格または付すべき価値）が取得原価より低いときは時価で評価することが容認または義務付けられる。税法上も金融資産項目の時価（部分価値）が取得原価より低いときは時価で評価されるが、その場合は商法と異なり、持続的な価値低下が予想される限りにおいてのみより低い価値での査定が認められ、そうでない場合、減額記入は認められない。
- (5) 法人が保有する資本参加の売却益は、2002年1月以降、非課税となった。これは、従来外国法人に対する資本参加についてのみ適用されていた非課税扱いを内国法人にまで拡大しようとするものであり、それにより企業間での株式持ち合いの解消を促進して経済を活性化させようとするものである。
- (6) デリバティブの評価はデリバティブ取引が売買目的かヘッジ目的かにより異なるものとなる。売買目的による場合、デリバティブに評価損が生じたときは評価損について原則的に未決取引損失引当金を設定する。それに対してデリバティブ取引がヘッジ目的で行われている場合はデリバティブと基礎商品で1つの評価単位を形成し、評価単位内部でそれぞれの評価損と評価益を相殺して、評価損が評価益を超過するときに当該超過額について未決取引損失引当金を設定する。しかし、税法上未決取引損失引当金の設定は禁止されているので、当該引当金は取り崩しが必要となる。

(本稿は、税務会計研究学会第15回大会での金融商品課税研究特別委員会報告「金融商品に関する課税の研究」第5章をもとに、一部修正・補筆したものである。)